

○東京藝術大学特定寄附者顕彰銘板取扱要項

〔平成18年1月18日〕
〔学長裁定〕

改正 平成18年5月23日 平成19年3月28日
平成24年4月1日 平成25年10月24日
平成27年10月22日 平成30年4月10日

(目的)

第1条 この取扱要項は、東京藝術大学特定寄附者顕彰銘板（以下「銘板」という。）の取扱いに関して必要な事項を定める。

(銘板の名称)

第2条 銘板の名称は、次のとおりとする。

(1) 日本語名称「東京藝術大学特定寄附者顕彰銘板」

(2) 英語名称「Contributors' Nameplates」

(対象者)

第3条 この要項により顕彰しようとする者は、全学及び東京藝術大学寄附金取扱規則（以下、「規則」という。）第2条に定める部局単位の教育研究を対象とした規則第3条に定める寄附金であって、1回の寄附金額が百万円以上の学外者からの寄附とする。ただし、特別な事業に関するものは顕彰の対象から除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず同一年度内に寄附金の合計金額が百万円以上になった者は、顕彰の対象者に含める。ただし、東京藝術大学基金規則に定める東京藝術大学基金が受け入れた寄附金については、同一年度内に限らず、寄附金の累計額が百万円以上になった者は、顕彰の対象者に含める。

(銘板の種類)

第4条 銘板の種類は、次の各号に掲げる寄附金の金額区分により3種類の大きさで作成する。

(1) 百万円以上

(2) 一千万円以上

(3) 五千万円以上

(刻銘事項)

第5条 銘板の刻銘は個人寄附者には氏名とし、法人寄附者には法人名とする。

(銘板作成の時期)

第6条 銘板は四半期毎に作成し、掲示する。

(事務)

第7条 銘板に関する事務は、社会連携課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、銘板の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年1月18日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年 5 月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年 7 月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年10月22日から施行し、平成27年10月 4 日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年 4 月10日から施行し、平成30年 4 月 1 日から適用する。